

平成28年10月14日

## 児童相談所への調査結果について<平成28年10月7日現在>

○ 全国の児童相談所(209か所)に対して調査を実施した。現時点の有効回収率は約87%である。  
(181児童相談所、平成28年10月7日現在)

※現時点で回答の集計が終了していないのは、岩手県、神奈川県(5か所中1か所)、愛知県、大阪府、和歌山県、島根県(4か所中2か所)、名古屋市、大阪市、金沢市の計28児童相談所。

### ① 一時保護

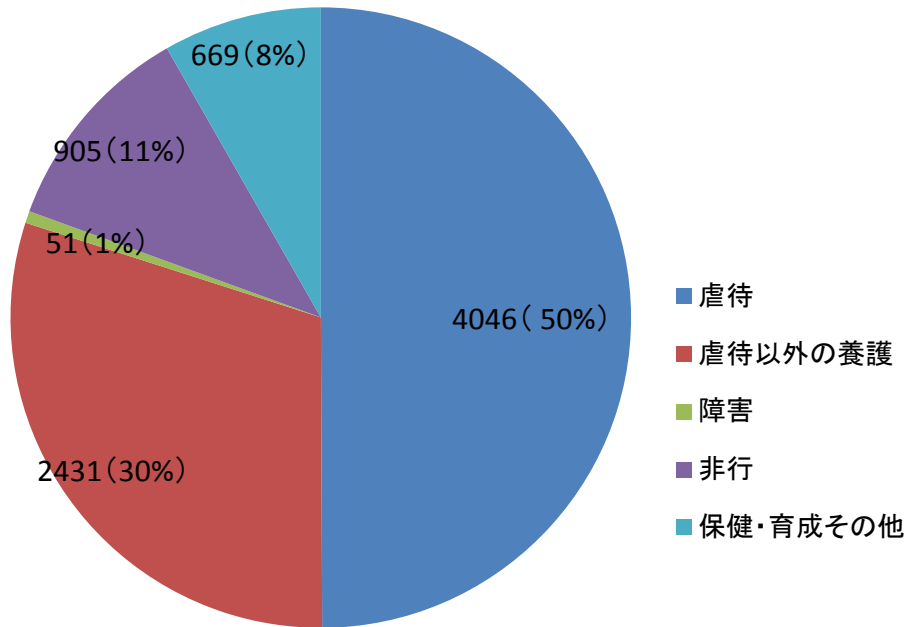
○ 一時保護の期間別件数

[単位:件]

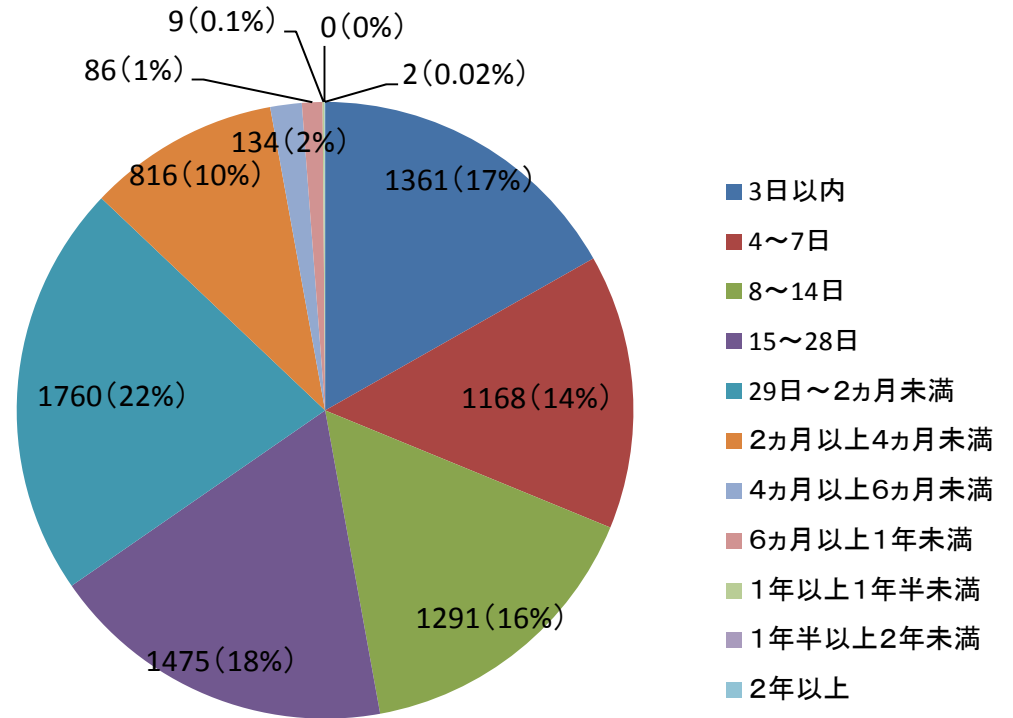
	3日以内	4～7日	8～14日	15～28日	29日～2カ月未満	2カ月以上4カ月未満	4カ月以上6カ月未満	6カ月以上1年未満	1年以上1年半未満	1年半以上2年未満	2年以上	計
総数	1361	1168	1291	1475	1760	816	134	86	9	0	2	8102
うち虐待を理由とする	585	482	581	734	988	518	87	63	6	0	2	4046
うち虐待以外の養護を理由とする	464	441	450	438	436	165	26	10	1	0	0	2431
うち障害を理由とする	7	10	7	12	6	7	1	1	0	0	0	51
うち非行を理由とする	166	131	117	170	216	86	13	5	1	0	0	905
うち保健・育成その他を理由とする	139	104	136	121	114	40	7	7	1	0	0	669

【平成28年4月1日から7月末までの4ヶ月間に一時保護が終了したケースを対象に調査】

## 一時保護の原因



## 一時保護の期間



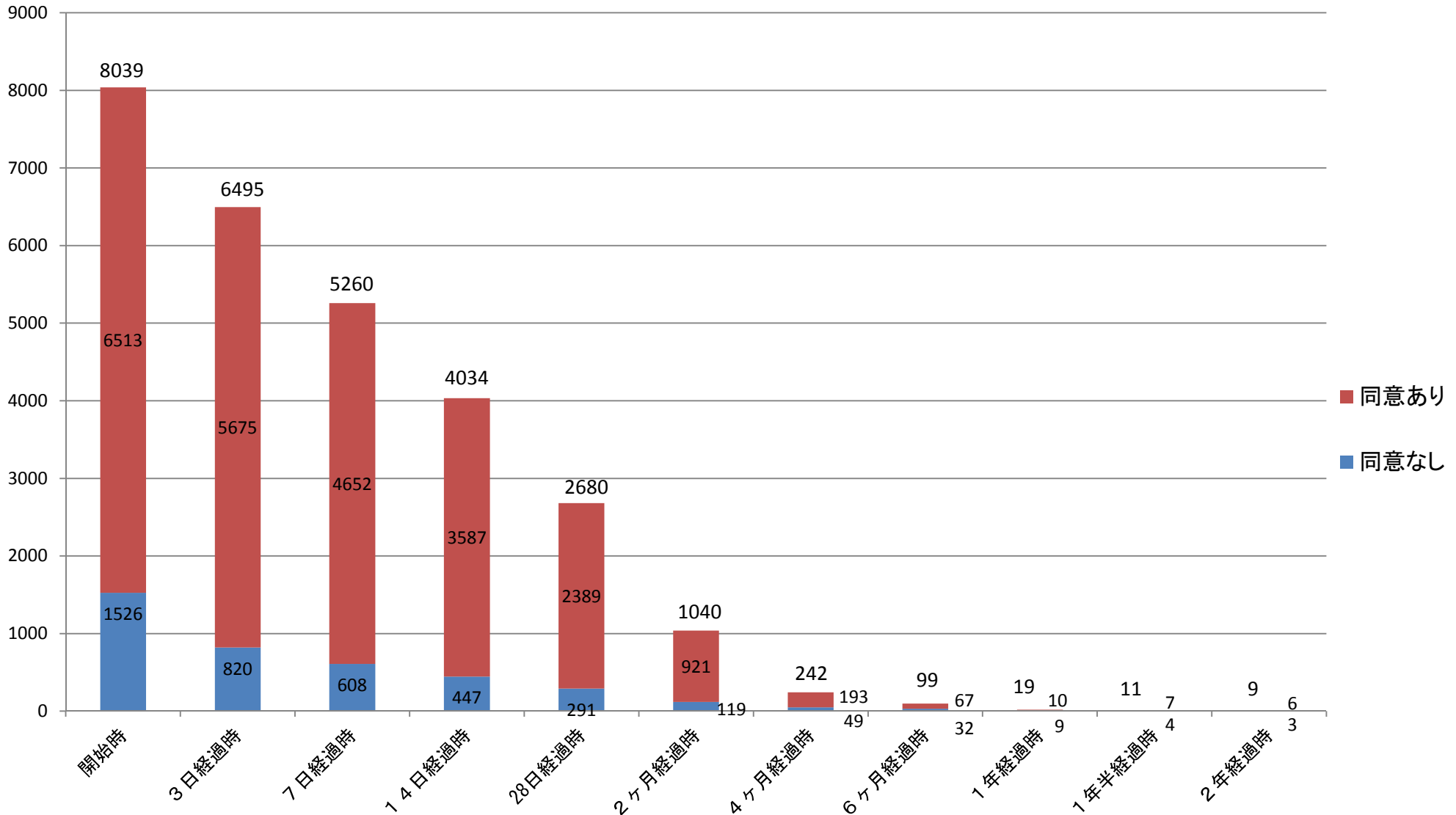
○ 一時保護開始後の各時点における一時保護件数と、当該時点における親権者の同意の有無

[単位:件]

	開始時	3日経過時	7日経過時	14日経過時	28日経過時	2カ月経過時	4カ月経過時	6カ月経過時	1年経過時	1年半経過時	2年経過時
総数	8039	6495	5260	4034	2680	1040	242	99	19	11	9
同意あり	6513	5675	4652	3587	2389	921	193	67	10	7	6
同意なし	1526	820	608	447	291	119	49	32	9	4	3
うち虐待	4002	3344	2816	2261	1592	682	171	74	12	7	6
同意あり	2775	2666	2294	1869	1323	569	123	43	4	4	3
同意なし	1227	678	522	392	269	113	48	31	8	3	3
うち虐待以外の養護	2417	1909	1443	1016	613	196	36	10	1	0	0
同意あり	2246	1812	1384	980	599	194	36	10	1	0	0
同意なし	171	97	59	36	14	2	0	0	0	0	0
うち障害	51	41	31	24	14	9	2	1	1	0	0
同意あり	50	40	31	24	14	9	2	1	1	0	0
同意なし	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち非行	901	683	561	453	297	101	20	8	4	3	3
同意あり	812	659	547	443	292	100	20	8	4	3	3
同意なし	89	24	14	10	5	1	0	0	0	0	0
うち保健・育成その他	668	518	409	280	164	52	13	6	1	1	0
同意あり	630	498	396	271	161	49	12	5	1	1	0
同意なし	38	20	13	9	3	3	1	1	0	0	0

【平成28年4月1日から7月末までの4ヶ月間に一時保護が終了したケースを対象に調査】

## 一時保護開始後の各時点における一時保護件数と、 当該時点における親権者の同意の有無



(参考)全国・年間の件数に換算した場合

※ローデータを3倍して「年間」に換算、さらに209/181倍して「全国」に換算。(小数第一位を四捨五入)

	開始時	3日経過時	7日経過時	14日経過時	28日経過時	2ヵ月経過時	4ヵ月経過時	6ヵ月経過時	1年経過時	1年半経過時	2年経過時
総数	27848	22499	18221	13974	9284	3603	838	343	66	38	31
同意あり	22562	19659	16115	12426	8276	3190	669	232	35	24	21
同意なし	5286	2840	2106	1548	1008	412	170	111	31	14	10

○ 警察からの身柄付き通告を受けて行った一時保護の件数

[単位:件]

総数	1962
虐待を理由とする	1138
虐待以外の養護を理由とする	313
障害を理由とする	3
非行を理由とする	421
保健・育成その他を理由とする	87

【平成28年4月1日から7月末までの4ヶ月間に一時保護が終了したケースを対象に調査】

○ 一時保護に対する保護者の同意

[単位:件]

	最初から同意した	職権保護(保護者は不同意のまま)	同意したが、途中でひるがえした為、職権保護となった	職権保護したが、途中で同意した為、同意保護となった	その他	計
一時保護件数	6548	682	15	848	9	8102

【平成28年4月1日から7月末までの4ヶ月間に一時保護が終了したケースを対象に調査】

## ○ 一時保護の司法審査について

1. 児童相談所が行う一時保護について、保護者が提起する行政訴訟の他に司法審査の手続きを強化することが必要だと思うか。

[割合]

必要である	60	33%
必要でない	72	40%
その他(具体的な意見 )	49	27%
計	181	100%

「その他」の場合の具体的な意見  
(主なもの)

- ・児童・保護者の意向に関わらず、児童相談所長の判断で一時保護を行えることについて司法審査の必要性はある。しかし、児童の安全確保で緊急的に保護する事案も多い中で、夜間・休日も含め、審査請求行為と審査が短時間で行われる仕組みが必要。それを担保できる児童相談所、家庭裁判所双方の抜本的な体制充実が担保されないと安易に必要とは言えない。
- ・すべての一時保護について必要ではなく、本当に司法の役割が必要なケースは限られているのでケースバイケースだと思います。ただし業務の煩雑さから、児童相談所以外でどこかが「一時保護が必要」と決めてもらえると対応しやすいかと思うことはあります。
- ・不同意ケースなど事案によっては必要。緊急に保護が必要と判断した場合、事前審査は困難と思われるため、児相長判断による職権保護の権限行使を認めた上で、事後審査を行うような仕組みが望ましいと考える。
- ・どちらとも言えない。一時保護に司法審査を行うことで、法的な公平性、安定性、厳密性を加えることは意味があると思うが、そうすることにより緊急的な対応、柔軟な対応が図りにくくなるというデメリットもあると思えるため。また、司法審査を行うのであれば、一時保護、支援方針の決定、一時保護解除まで司法が主体的に関わり、児相は支援に徹するようにしないと意味がないと思われるが、それは実現困難であるとも思われる。
- ・即座に一時保護を判断すべき場合があることを鑑みると、司法審査の手続が簡潔かつ迅速であることが必要と考える。迅速に手続できるのであれば、司法審査の手続が強化されることは望ましいと思われる。
- ・行政訴訟等を考えると司法審査による強化も必要だとは感じるものの、児童の安全確保を最大の目的とする一時保護においては、司法審査に要する時間を考えると現状よりも安全確保が遅れることが懸念される。
- ・司法審査の手続きを強化することで、一時保護の緊急性を欠くことになることが危惧される。
- ・保護者の意に反する一時保護については、司法関与の余地はあるが、現行の児童相談所の体制で実際可能か否かの検討が必要である。

\* 資料2-3 p.4参照

○ 一時保護の司法審査について

2. 仮に司法審査の手続きを強化する場合に、どの場合を対象とすることが望ましいか。

① 親権者の同意について [割合]

同意の有無に関わらず対象とすべき	16	9%
同意のない場合に限って対象とすべき	165	91%
計	181	100%

② 一時保護の開始時について [割合]

司法による事前審査(注1)を導入すべき	24	13%
司法による事後審査(注2)を導入すべき	65	36%
事前・事後とも司法審査の導入は不要	92	51%
計	181	100%

(注1) 一時保護の開始前に家庭裁判所の許可を必要とすること

(注2) 一時保護の開始後一定期間以内に家庭裁判所の許可を必要とすること

③ 一時保護の更新時(※)について [割合]

司法による事前審査(注3)を導入すべき	42	23%
司法による事後審査(注4)を導入すべき	27	15%
事前・事後とも司法審査の導入は不要	112	62%
計	181	100%

(注3) 更新期間の到達前に家庭裁判所の許可を必要とすること

(注4) 更新期間の到達後一定期間以内に家庭裁判所の許可を必要とすること

いずれかを選択した場合

※適切と考える更新の期間 【回答数】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1週間(程度)【3】</li> <li>・2週間(程度)【3】</li> <li>・1か月(程度)【3】</li> <li>・2か月(程度)【33】</li> <li>・2~3か月(程度)【2】</li> <li>・その他【18】</li> </ul> <p style="text-align: right;">* 資料2-3 p.8参照</p>
-----------------------	--



### 3. 仮に前項のとおりに司法審査の手続きを強化する場合に、児童相談所における体制整備が必要と考えるか。

[割合]

必要である(具体的な内容を記載)	163	90%
必要でない	9	5%
その他(具体的な意見を記載)	9	5%
計	181	100%

「必要」の場合の具体的な内容 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護決定が遅滞なくできるように、手続きや書類、人員を整備しておく必要がある。</li> <li>・手続きのための書類作成等の事務負担増に見合う職員増。</li> <li>・弁護士等の配置</li> </ul>	* 資料2-3 p.12参照
--------------------------	--	----------------

「その他」の場合の具体的な意見 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・司法審査の手続きを強化する場合は、児童相談所の体制と合わせて、受ける司法側も迅速かつ円滑な対応ができる体制を整える必要があると考える。</li> <li>・体制整備よりも、手続き等の流れを研修することと、家庭裁判所窓口との調整が必要。</li> <li>・司法審査の手続きが不明な段階であり、何とも言えない。</li> </ul>	* 資料2-3 p.21参照
---------------------------	---	----------------

### 4. 司法審査の手続きの強化に関して、子どもの意向をどのように考えるか。

[割合]

親権者の同意があっても、子どもの意向に沿わない場合については司法審査を強化することが望ましい	39	22%
子どもの意向に関わらず、司法審査の強化の必要性は親権者の同意の有無により判断すべき	97	54%
その他(具体的な意見を記載)	43	24%
計	179	100%

「その他」の場合の具体的な意見 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの年齢によって考慮すべき。</li> <li>・司法審査の強化と子どもの意向とは別問題と考える。</li> <li>・子どもの意向に沿わない一時保護は現実的には困難。</li> </ul>	* 資料2-3 p.22参照
---------------------------	---	----------------

○ 2ヶ月を超える親権者等の意に反する一時保護の児童福祉審議会への意見聴取について

一定期間(平成28年4月1日から7月末までの4ヶ月間)に意見聴取を実施したケースを対象に調査。

・児童福祉審議会への意見聴取

[単位:件]

実施件数	137
審議会が延長を認めた件数	137
審議会が意見を付して延長を認めた件数	23
審議会が延長を認めなかった件数	0

・児童福祉審議会が意見を付して延長を認めた場合の意見の例

審議会の意見 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早期に児童福祉法28条審判の申立を実行すること。</li> <li>・必要な調査を速やかに行なうこと。</li> <li>・親権者との面接を続けること。</li> </ul>
------------------	---

\* 資料2-3 p.26参照

・児童福祉審議会が延長を認めなかった場合の理由

→延長を認めなかった事例なし。

【平成28年4月1日から7月末までの4ヶ月間に意見聴取を実施したケースを対象に調査】

・児童福祉審議会への意見聴取は、一時保護に対する保護者同意が得られない場合に有効な手段だと思うか。

[割合]

有効である	126	70%
有効でない	27	15%
その他(具体的な意見を記載)	27	15%
計	180	100%

<p>有効である理由 (主な回答)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉や法律の専門家である第三者の意見であるため、保護者への説明において一定の効果は得られると考える。</li> <li>・児童相談所における援助の決定の客観性と専門性を図ることができる。</li> </ul> <p style="text-align: right;">* 資料2-3 p.27参照</p>
<p>有効でない理由 (主な回答)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法的拘束力が無い。</li> <li>・同意が得られるか否かに影響がないため。</li> <li>・学識経験者等の意見は、一時保護に同意しない保護者に対しては効果が無いと考える。</li> </ul> <p style="text-align: right;">* 資料2-3 p.27参照</p>
<p>その他、具体的な意見 (主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ある程度の客観的な判断は期待できるが、資料作成は児童相談所であり保護者が審議会へ直接意見を伝えるのは困難であること、第三者の意見ということで納得する保護者もいれば意に介さない保護者もいると思われることから、有効かどうかの判断は難しい。</li> <li>・審議会の判断を仰ぐことにより、児相から保護者に説明しやすくなるが、不服申立がなされる可能性は残るため、有効であるとまでは言い切れない。</li> <li>・28条申立の児相判断の後押しになるという点では有効だろうが、保護者に対する同意説得での有効性はあまりない。</li> <li>・児童相談所の判断が適切であるかを第三者に判断される点や、児童相談所が審議会の意見を尊重して援助の決定を行う点において、児童相談所における援助決定の客観性が確保されるため、有用である。ただし、子どもや保護者等に対して審議結果について説明を行っても、一時保護についての保護者の納得が得られやすくなるわけではない。</li> <li>・安易な一時保護継続を抑止するためには有効である。</li> </ul> <p style="text-align: right;">* 資料2-3 p.28参照</p>

## ② 面会通信制限・接近禁止命令

- 面会通信制限は、(ア)一時保護、(イ)小規模住居型児童養育事業・里親への委託の措置、(ウ)施設入所の措置の場合に行うことができるが、その内訳はどうなっているか。
- 面会通信制限・接近禁止命令の利用件数は必ずしも多くないと考えられるが、その理由は何か。
- 接近禁止命令の対象を28条審判に基づく社会的養護措置以外で接近禁止命令を可能とするとすれば、どのような場合が考えられるか。

### ・面会通信制限を行ったケースの内訳

[単位:件]

	面会制限	通信制限	面会+通信制限	計
(ア)一時保護	2	2	17	21
(イ)小規模住居型児童養育事業、里親への委託の措置	0	0	1	1
同意あり	0	0	1	1
同意なし	0	0	0	0
(ウ)施設入所の措置	8	0	15	23
同意あり	1	0	4	5
同意なし	7	0	11	18

【平成26年度に面会通信制限を実施したケースを対象に調査】

## ・面会通信制限の利用件数が必ずしも多くない理由

[割合]

面会・通信の制限が必要となる事例がそもそも多くない	104	58%
面会・通信の制限が必要となる事例はあるが、児童虐待防止法による面会通信制限以外の手段により対応している (具体的な対応手段を記載)	70	39%
その他(具体的な理由を記載)	6	3%
計	180	100%

具体的な対応手段 (主な回答)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導の範囲内で保護者の了解のもと行っている。</li> </ul> <p style="text-align: right;">* 資料2-3 p.30参照</p>
その他の理由 (主な回答)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設や学校に情報提供・注意喚起することで対応している。</li> <li>・保護者との話し合い(ケースワーク)で理解を得ている。</li> </ul> <p style="text-align: right;">* 資料2-3 p.34参照</p>

## ・接近禁止命令の利用件数が必ずしも多くない理由

[割合]

保護者のつきまとい・徘徊を禁止する必要がある事例がそもそも多くない	147	82%
保護者のつきまとい・徘徊を禁止する必要がある事例はあるが、児童虐待防止法による接近禁止命令以外の手段により対応している(具体的な対応手段を記載)	27	15%
その他(具体的な意見を記載)	6	3%
計	180	100%

具体的な対応手段 (主な回答)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・措置先を非開示として対応している。</li> <li>・保護者等に対する説明などにより同意を得ている。</li> <li>・つきまといや徘徊を繰り返す場合には、迷惑行為として警察に協力要請する等して対応している。</li> </ul> <p style="text-align: right;">* 資料2-3 p.35参照</p>
その他の理由 (主な回答)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際に禁止命令を出すには、かなりの事実の積重ねが必要である。また現実的な効果が期待できない。</li> <li>・必要な場合には警察対応を検討する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">* 資料2-3 p.37参照</p>

・28条審判に基づく社会的養護措置以外で接近禁止命令が必要と考えられる場合

[割合]

ある(具体的な事例を記載)	97	54%
ない	83	46%
計	180	100%

<p>具体的な事例 (主な回答)</p>	<p>例:一時保護中(子どもを通学させたいが、保護者による連れ去りのおそれがある) 措置解除後(子どもが18歳になり自立しようとする場面で、保護者に金の無心等につきまとわれるおそれがある) ※上記の例に関わらず、当該ケースの背景や保護者指導の経緯等も含め可能な限り詳細に記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・例と同じ。</li> <li>・同意による入所であるものの、付きまとい、徘徊をする事例はある。接近禁止命令が28条措置に限定されていると、同意入所のケースでの対応ができなくなってしまう。</li> <li>・保護者による連れ去りのおそれがある一時保護中のケース。</li> <li>・法第27条第1項第3号措置解除により自立する際に、保護者に児童の勤務先や居住地を知られると、勤務先への押しかけや経済的搾取といった恐れが高い事例。</li> <li>・子ども自身が施設入所に拒否しており、加害保護者から離れ、親族宅での生活を続けながら在宅指導しているケース。</li> </ul> <p style="text-align: right;">* 資料2-3 p.38参照</p>
--------------------------	---

## ④ 裁判所の勧告

- 児童福祉法第28条に係る裁判所の勧告に関して、その後、保護者が指導に従ったかどうかについて調査を行う。(参考:平成27年 都道府県への勧告件数 39件)  
 また、指導勧告書の写しの保護者への送付を求める旨の上申書を裁判所に提出した件数と、そのうち実際に保護者に送付がなされた件数についても調査を行う。

28条審判の認容件数	197
勧告を求める上申書を提出した件数	11
勧告がなされた件数	11
指導勧告書の写しの裁判所から保護者へ送付を求める上申書を裁判所に提出した件数	3
実際に保護者に送付がなされた件数	3

上申書を提出しなかったケースがある場合、その理由 (主な回答)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の状況から、勧告に従うことが見込めなかったため。</li> <li>・児童相談所と保護者の話し合いはある程度できており、施設入所等さえ決まれば、その後の家族再統合へ向けての指導には概ね従うことが予想されたため。</li> <li>・保護者が勧告書に記載された内容のみにこだわるのが考えられ、当所としては、柔軟に指導内容及び方法を考えるべきと判断したため。</li> </ul> <p style="text-align: right;">* 資料2-3 p.45参照</p>
------------------------------------	--

裁判所による都道府県への勧告件数	14
保護者が指導に従い、行動変容がみられた件数	7
保護者が指導に従わず、行動変容がみられなかった件数	4
その他(どちらとも言えない)	3

指導に対する保護者の態度や指導後の行動変化等について (主な回答)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勧告がなされた直後は来所に応じ児相の指導指示にも渋々ながらも従っていたが、数か月でその効果が薄れ、半年後には来所に応じず担当福祉司に怒鳴り散して指導を聞き入れなくなり、28条申立前の状態に戻ってしまった。</li> <li>・裁判所という客観的な機関からの指示ということで、保護者としては聞き入れやすいようである。児童相談所での定期的面接に応じるようになり、親子面接の実現まで進展した。</li> </ul> <p style="text-align: right;">* 資料2-3 p.48参照</p>
--------------------------------------	---

・平成25年1月～12月に勧告がなされたケースについて、2年後の状況

総数	53
引き続き保護者の同意が得られず、児童福祉法第28条第2項に基づき、措置の期間を更新した件数	12
保護者の同意が得られたため、同意に基づく措置に切り替えた件数	27
保護者指導等の結果、措置を解除した件数	6
その他(ケースごとに具体的に記載)	8

「その他」の場合の状況 (主な回答)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・28条審判と親権停止を申立て、親権停止が認められたため28条審判は取り下げた。措置を継続している。</li> <li>・年齢超過により解除</li> </ul> <p style="text-align: right;">* 資料2-3 p.49参照</p>
-----------------------	---

【平成25年1月～12月に勧告が行われた事例について調査】

・指導勧告書の写しを裁判所から保護者へ送付をすることは、保護者に指導を受けさせるにあたり有効であると思うか。 [割合]

<table border="1"> <tr> <td>そう思う</td> <td>119</td> <td>66%</td> </tr> <tr> <td>そう思わない</td> <td>47</td> <td>26%</td> </tr> <tr> <td>その他(具体的に記載)</td> <td>14</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>180</td> <td>100%</td> </tr> </table>	そう思う	119	66%	そう思わない	47	26%	その他(具体的に記載)	14	8%	計	180	100%	<p>「その他」の場合の具体的な意見 (主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ある程度は有効だが、長期的な効果は期待できない。</li> <li>・実施した事例がないため、判断できない。</li> </ul> <p style="text-align: right;">* 資料2-3 p.58参照</p>
そう思う	119	66%											
そう思わない	47	26%											
その他(具体的に記載)	14	8%											
計	180	100%											

上記の理由 (主な回答)	<p>(「そう思う」とした場合の理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判所の決定であれば児童相談所の決定よりも重く受け止める保護者が多いと思われるため。</li> <li>・今回の保護者への指導は、児童相談所だけの判断では無く、裁判所からの指示によるものである、という点をはっきり保護者に認識させることができる。</li> </ul> <p>(「そう思わない」とした場合の理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者あての勧告ではないため。</li> <li>・強制力がないから。</li> </ul> <p style="text-align: right;">* 資料2-3 p.50参照</p>
-----------------	---



- 児童虐待防止法第11条第3項の保護者への勧告に関して、その後、保護者が指導に従ったかどうか、その後、一時保護や施設入所等の措置や親権喪失等の請求を行ったかどうかについて調査を行う。  
 (参考:平成26年度 勧告件数 11件)

保護者への 勧告の件数	そのうち、保 護者が勧告 に従った件 数	そのうち、保護者が勧告に従わなかった件数					
		全体	一時保護を 行った件数	施設入所等 の措置を 行った件数	親権喪失の 審判の請求 の件数	親権停止の 審判の請求 の件数	管理権喪失 の審判の請 求の件数
8	8	0	0	0	0	0	0

【平成26年度に保護者への勧告が行われた事例について調査】

・児童虐待防止法第11条第3項の保護者への勧告が必ずしも多くない理由

[割合]

当該勧告が必要となる事例がそもそも多くない	151	84%
当該勧告が必要となる事例はあるが、他の手段により対応している(具体的な対応手段を記載)	15	8%
その他(具体的な理由を記載)	14	8%
計	180	100%

具体的な対応手段 (主な回答)	・保護者への勧告を行うことなく、一時保護、施設入所などの対応を行っている。  * 資料2-3 p.60参照
--------------------	---

「その他」の場合の理由 (主な回答)	・本県では勧告権限が児相長に委譲されており、児相の指導に従わないものを同じ児相の名前で勧告したとしてもあまり効果は期待できない。仮に児相でなく県知事だとしてもそれほど効果が高まるとも見込まれない。 ・勧告により、指導を受けるようになるとは考えにくく、そのために児童の安全確保が困難となる場合、分離して一時保護をすることを優先しているため。  * 資料2-3 p.61参照
-----------------------	--

・都道府県知事による保護者への勧告は、保護者に指導を受けさせるにあたり有効であると思うか。

[割合]

そう思う	42	23%
そう思わない	77	43%
どちらとも言えない	61	34%
計	180	100%

左記の理由 (主な回答)	(「そう思う」とした場合の理由) ・指導が必要な客観的理由を保護者に理解させる上で効果はあると思われる。 (「そう思わない」とした場合の理由) ・児童相談所の指導に従わない保護者の場合、知事からの勧告であってもそれほど意に介さない場合がほとんどであると思われるため。  * 資料2-3 p.62参照
-----------------	--

・勧告権限が児童相談所長に委譲されているか

(委譲の有無)

[割合]

委譲されている	132	73%
委譲されていない	48	27%
計	180	100%

(委譲されている場合の勧告者名)

[割合]

都道府県知事	21	15%
児童相談所長	115	85%
計	136	100%

## ⑤ 保護者に対する指導

- 児童福祉法第27条第1項第2号に係る児童福祉司による指導に関して、虐待を理由とする保護者に対する指導が行われている場合の児童の所在について調査を行う。  
(参考:平成26年度 児童虐待相談に係る児童福祉司指導の件数 2821件)
- 保護者に対する指導に関して、どのようなプログラムが活用されているかについて調査を行う。

### ・児童福祉司による指導が行われている場合の児童の所在

[単位:件]

指導件数 (全体)	在宅	一時保護	施設入所	里親等委託
991	757	79	146	9

### ・保護者に対する指導の方法

[単位:件]

保護者指導プログラムを活用した指導件数	460
児童相談所が自ら実施	450
外部委託により実施	10

活用しているプログラム名 (主な回答)	CSP(コモンセンスペアレンティング) サインズ・オブ・セイフティ・アプローチ どならない子育て練習法 MY TREE ペアレンツ・プログラム  * 資料2-3 p.71参照
------------------------	--

【平成28年4月1日から7月末までの4ヶ月間に指導を開始したケースを対象に調査】<sup>19</sup>